

# 行政減量・効率化有識者会議資料

---

(独立行政法人 水資源機構)

平成20年10月8日



国土交通省



# 目 次

はじめに	・・・・・・・・P	1
1. 金融資産の見直しについて	・・・・・・・・P	4
(1) 建設事業の費用負担の流れ	・・・・・・・・P	5
(2) 割賦負担金制度による損益発生仕組み	・・・・・・・・P	7
(3) 平成19年度決算の概況	・・・・・・・・P	8
(4) 積立金の使途等	・・・・・・・・P	9
(5) 積立金の国庫納付に関する考え方	・・・・・・・・P	12
2. 「整理合理化計画」個別措置について	・・・・・・・・P	13
(1) 事務及び事業の見直し	・・・・・・・・P	14
(2) 組織の見直し	・・・・・・・・P	16
(3) 運営の効率化及び自律化	・・・・・・・・P	17
(4) 保有資産の見直し	・・・・・・・・P	21

# 水資源開発水系～7水系

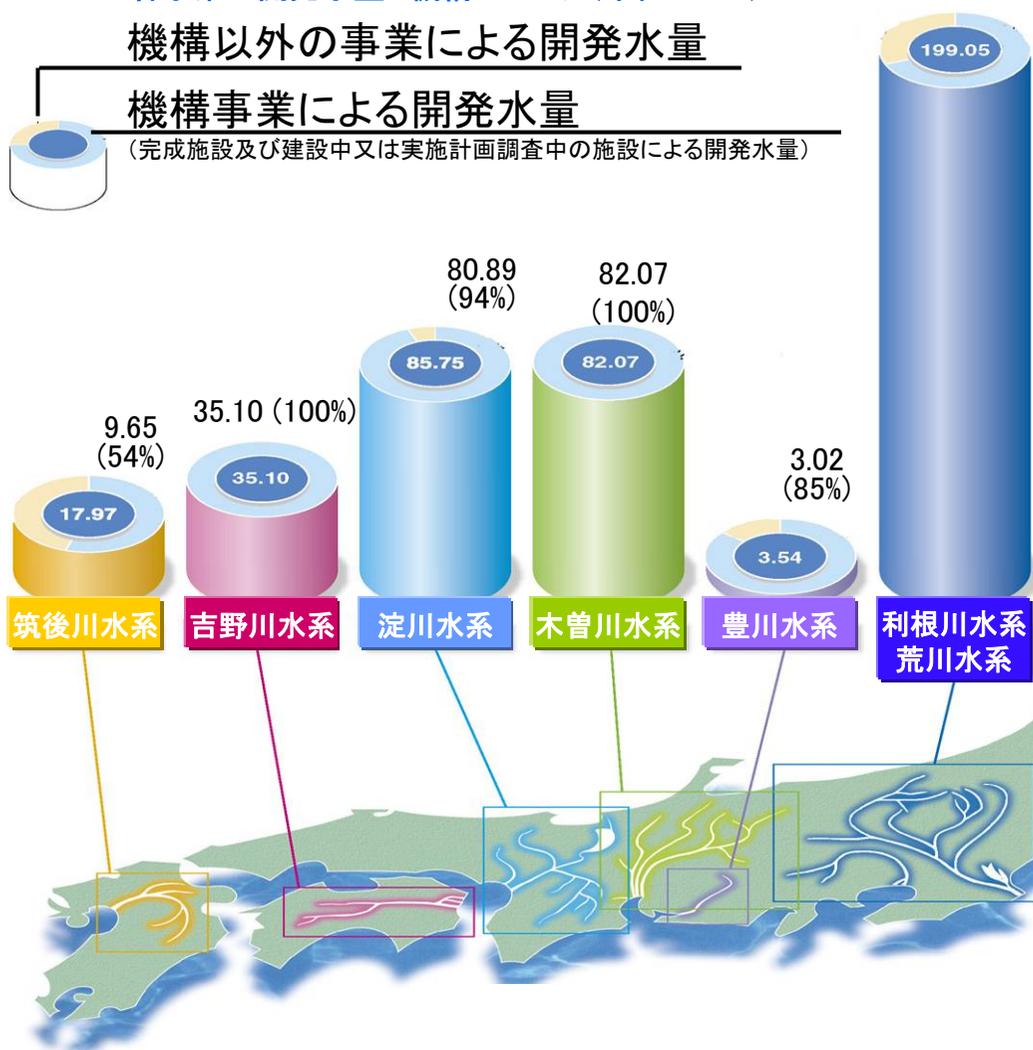
水資源開発促進法に基づき治水と農業用水、水道用水、工業用水の供給などを総合的に実施

各水系の開発水量と機構のシェア(単位:m<sup>3</sup>/s)

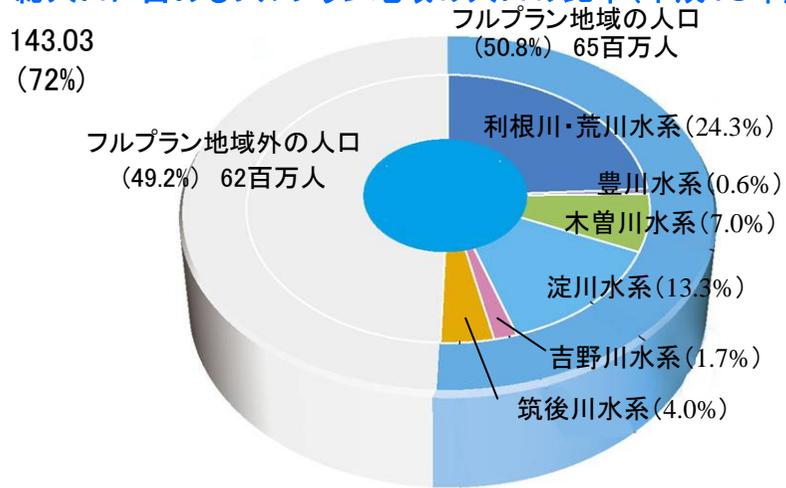
機構以外の事業による開発水量

機構事業による開発水量

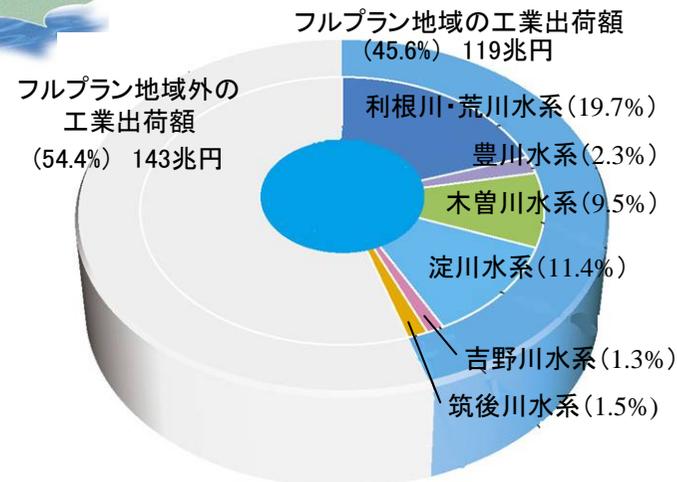
(完成施設及び建設中又は実施計画調査中の施設による開発水量)



総人口に占めるフルプラン地域の人口の比率(平成18年)

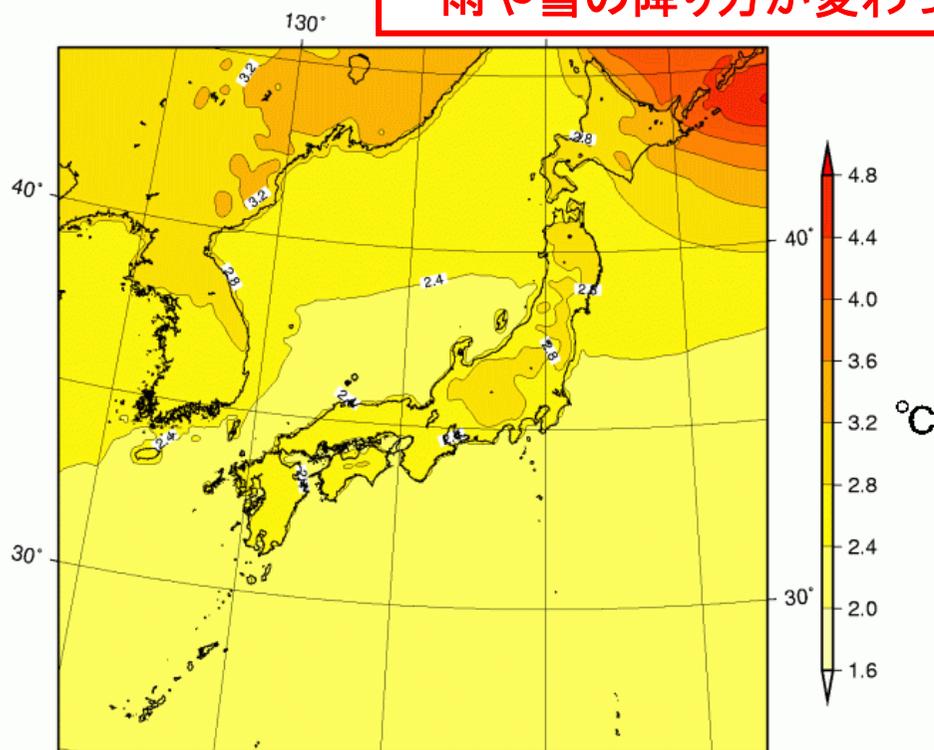


全国の工業出荷額に占めるフルプラン地域の比率(平成16年)



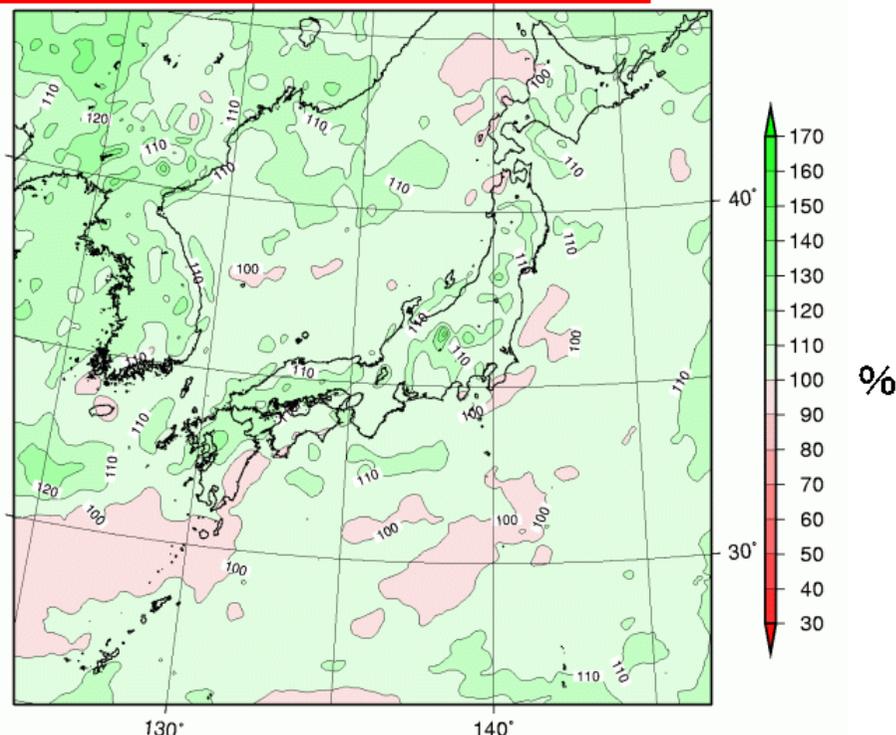
# 気候変動予測(将来の気温及び年間降水量の変化)

雨や雪の降り方が変わってくるので、水利用が不安定化



年平均気温の変化量

(2081~2100年平均値) - (1981~2000年平均値)



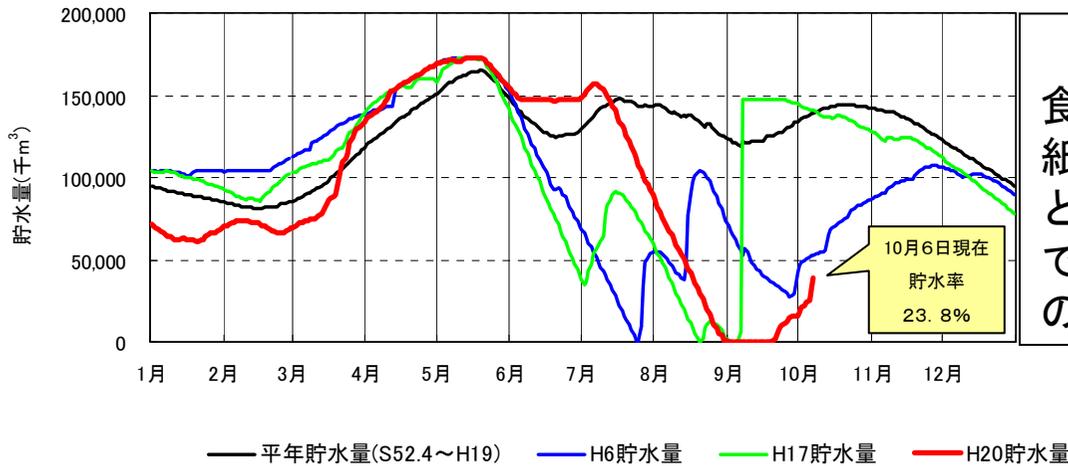
年降水量の変化率

(2081~2100年平均値) - (1981~2000年平均値)

- ・年平均気温は、約100年後に約2~3°C程度上昇
- ・年降水量は、九州南部の一部で減少するものの、ほとんどの地域で増加

# 四国の渇水状況(平成20年度)

平成6年列島渇水を上回る渇水の長期化  
(早明浦ダムの貯水量の推移)



報道によると、香川県高松市の学校給食では、9月8日からパン皿の代わりに紙ナプキンを使う渇水対応策を始めるなど、食器を洗浄する水の節約に取り組んでおり、平成6年列島渇水を上回る渇水の深刻な影響が発生した。



10月6日現在 早明浦ダム

四国の水瓶  
早明浦ダム 貯水率0%  
8月31日~9月20日  
(21日間)



# 1. 金融資産の見直しについて

## (1) 建設事業の費用負担の流れ

借入金と借入償還の概念

## (2) 割賦負担金制度による損益発生仕組み

## (3) 平成19年度決算の概況

## (4) 積立金の使途等

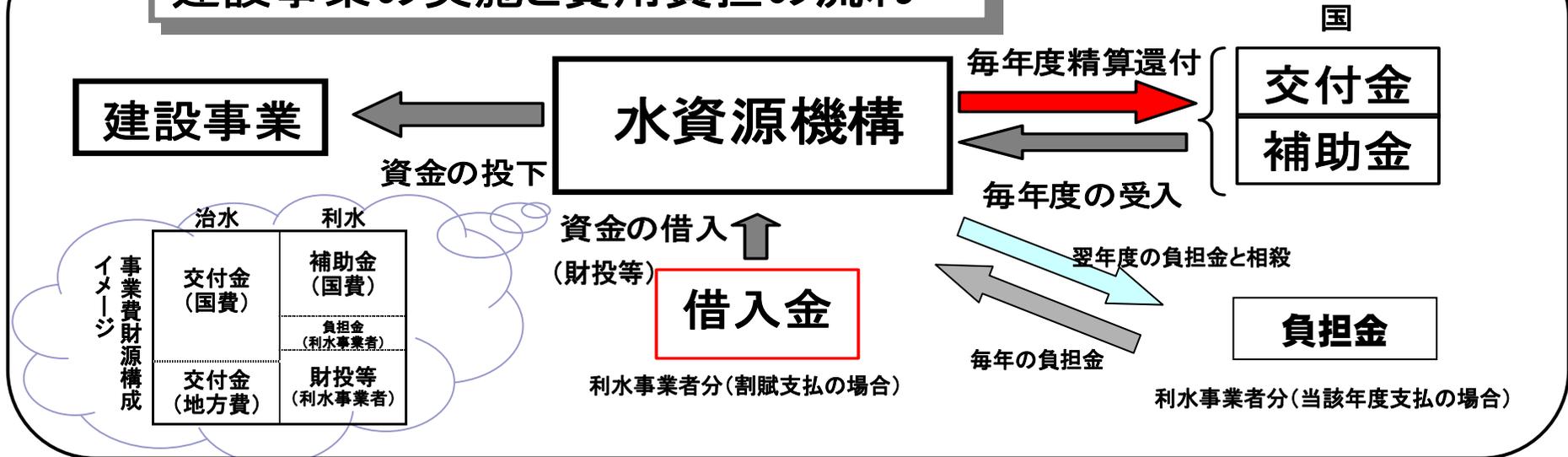
第2期中期計画における積立金の使途

特定事業先行調整費制度

## (5) 積立金の国庫納付に関する考え方

# (1) 建設事業の費用負担の流れ

## 建設事業の実施と費用負担の流れ



## 建設事業完了後の償還の流れ

◎利水事業者に代わって調達した借入金を、建設事業完了後、利水事業者から割賦負担金として回収し、財投等に返済する。

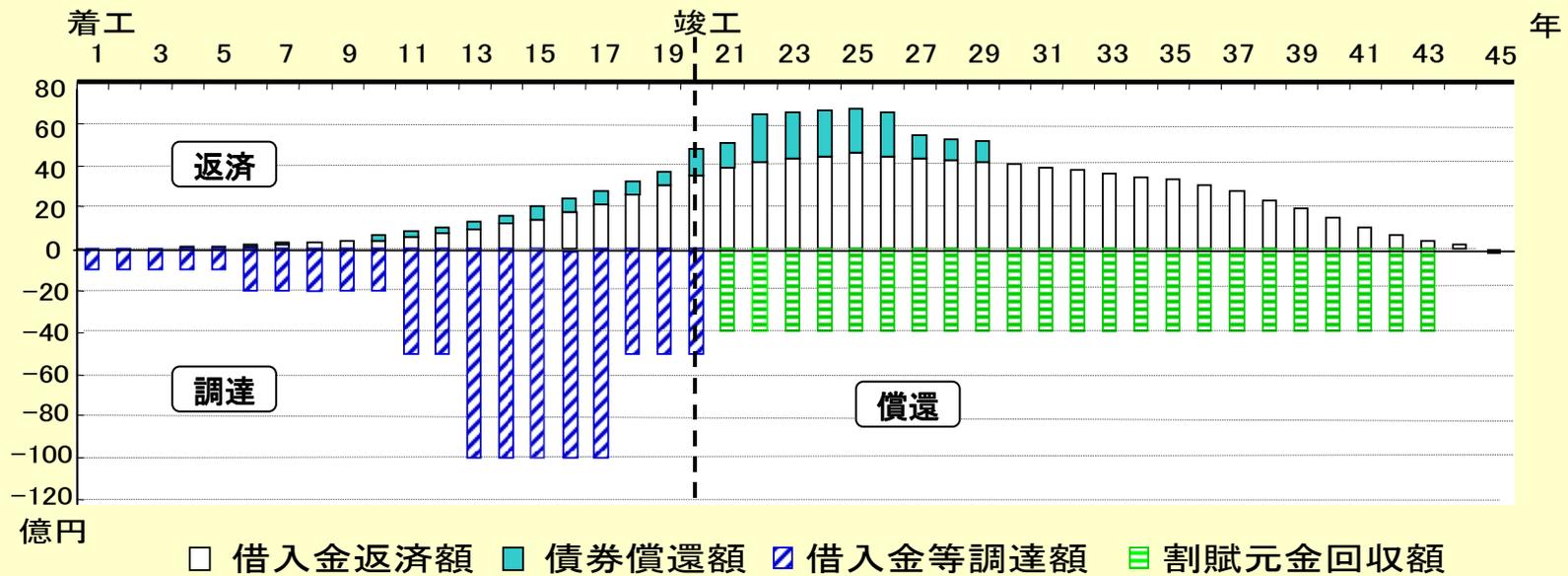


\* 利水事業者: 7水系に係る水道用水、工業用水、農業用水の事業者

# 借入金と借入償還の概念

- 財政融資資金や水資源債券等の返済年限と割賦負担金の回収年限が不一致  
 財政融資資金からの借入金は25年元金均等払(借入後5年据置)、債券は10年満期一括償還  
 割賦負担金の回収条件は23年元利均等払(竣工後に償還開始)

概念図



<前提>

- ・工期 20年
- ・回収期間 23年(都市用水)
- ・資金調達額 900億円 利率 2%
- ・調達比率 借入金:債券=4:1

- ・年度別調達額 1年目から 5年目: 10億円
- 6年目から10年目: 20億円
- 11年目から12年目: 50億円
- 13年目から17年目: 100億円
- 18年目から20年目: 50億円

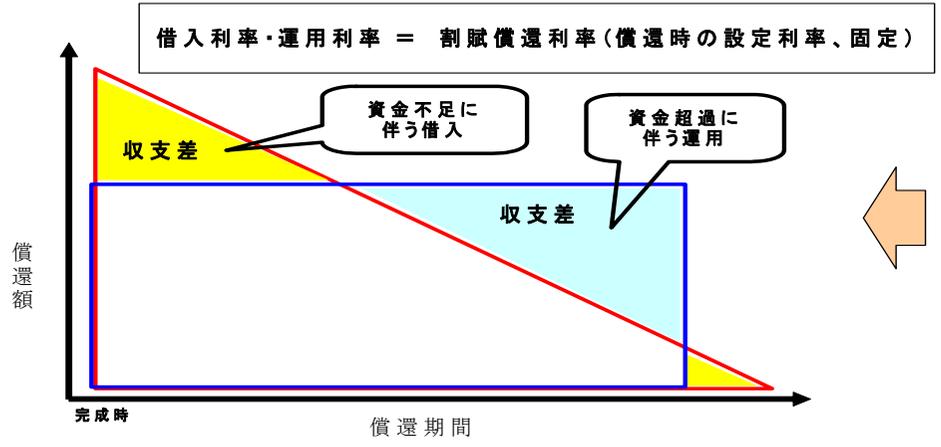
# (2) 割賦負担金制度による損益発生仕組み

## 概念図

### ◎ 割賦償還の仕組み(基本パターン)

「利水事業者が負担する割賦償還」と「水資源機構が財投等へ借入金の約定償還」との収支差を、割賦償還利率(償還時に設定、固定)で借入又は運用した場合に損益がゼロとなる仕組みである。

黄 = 青



#### 【水資源機構 → 財投等】

- ・ 水資源機構から財投等への約定償還(償還開始後の借入を含む)
- 条件: (財投) 25年(うち5年据置)元金均等償還 (債券) 10年満期一括償還
- 利率: 財投等の約定償還利率

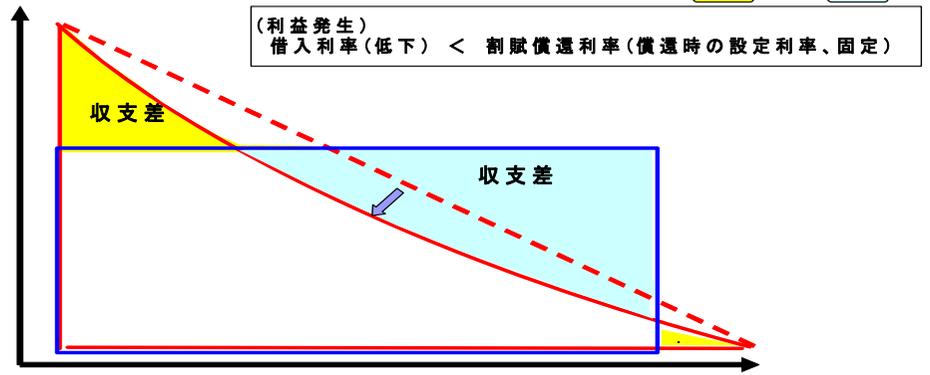
#### 【利水事業者 → 水資源機構】

- ・ 利水事業者から水資源機構への割賦償還
- 条件: 23年元利均等償還
- 利率: 割賦償還利率(割賦開始時に設定、固定)

### ◎ 損益の発生 モデル(償還条件決定後の金利の変動による)

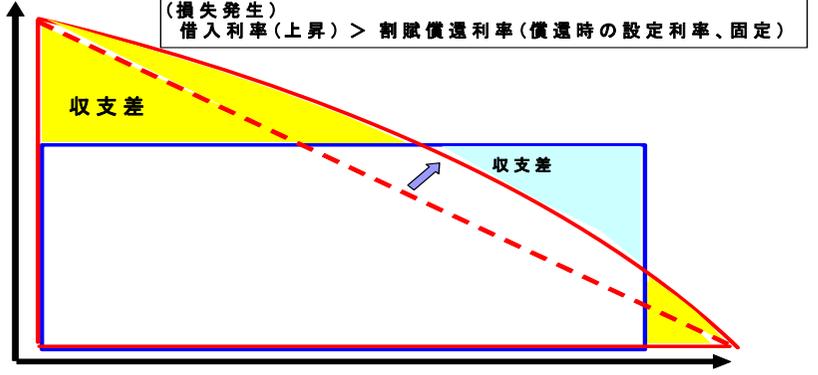
#### (1) 利益が発生する場合(金利低下局面)

黄 < 青



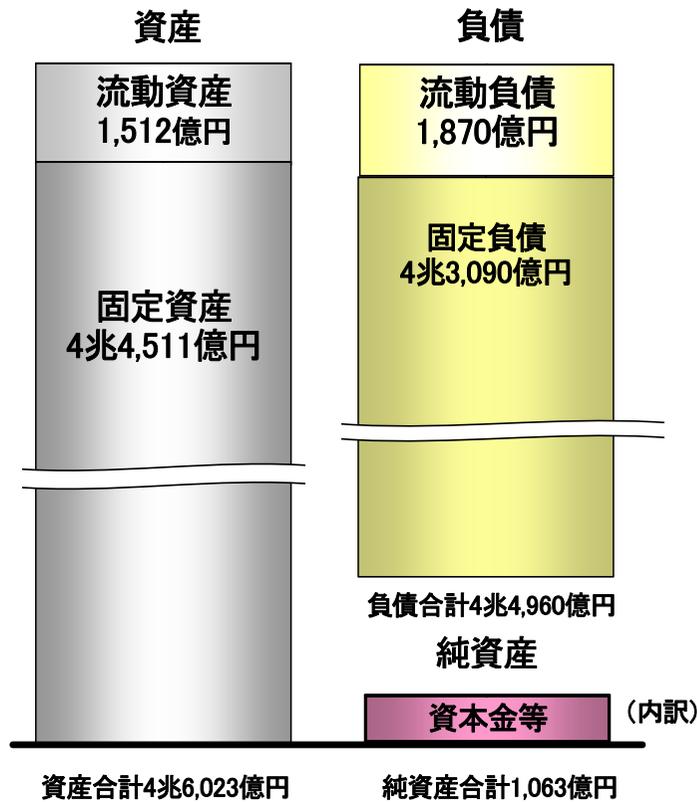
#### (2) 損失が発生する場合(金利上昇局面)

黄 > 青

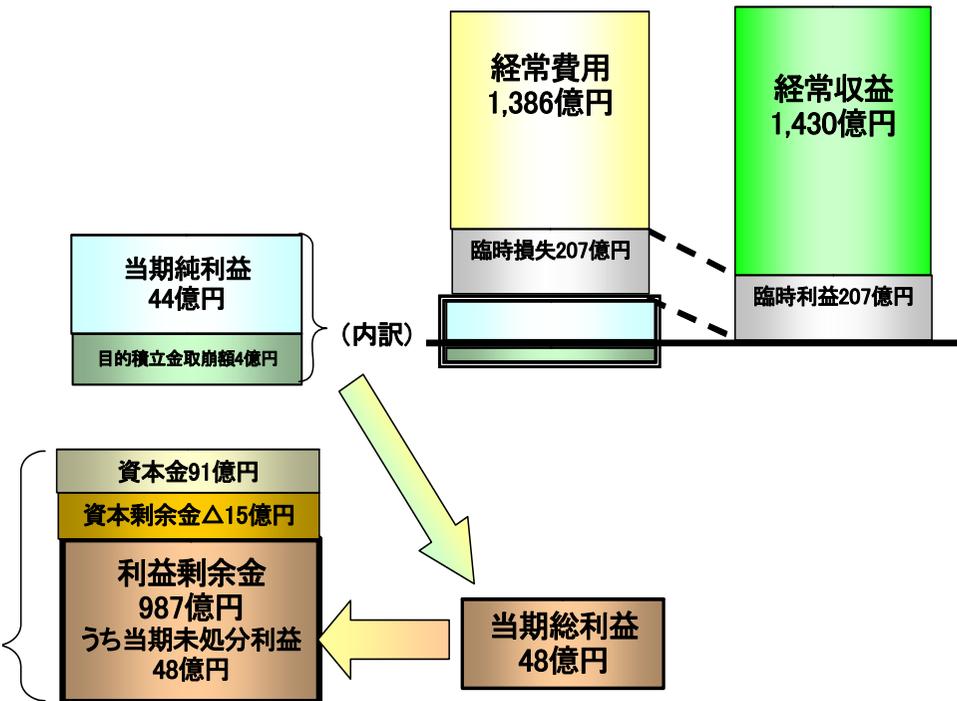


# (3) 平成19年度決算の概況

貸借対照表



損益計算書



自己資本比率  
 $= \text{純資産合計} / \text{資産合計}$   
 $= 2.3\%$

## (4) 積立金の使途等

**中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成19年度に得ることとされた独立行政法人の見直しについて(平成19年12月24日『行政改革推進本部』決定より抜粋)**

「財投への償還と利水者からの割賦負担金との条件差等により生じた積立金については、将来の金利変動等に備えるために活用するほか、事業の計画的実施、事業の計画変更等によるコスト増の抑制、利水者等の負担軽減等を図る観点から、所要額を精査した上で、特定事業先行調整費制度を始め、施設の耐震性の向上やコスト縮減に資する技術力の維持向上のための調査・技術開発等に加え、施設の長寿命化等のための調査・技術開発や地球温暖化対策に資する施設整備等にも活用するものとする。」

積立金の使途	H19年度末	H24年度末 見込み	H29年度末 見込み
期末残高 (うち愛知・豊川用水事業特別勘定積立金)	987億円 (94億円)	973億円 (92億円)	553億円 (82億円)
・ 機構業務の財源に充当(機構法第31条による積立金) (うちダム建設調整費制度の支払利息への充当)	341億円 (40億円)	556億円 (248億円)	432億円 (122億円)
・ 将来の金利変動等に備えるため (財政融資資金における金利変動準備金の算定率5%を準用)	552億円 (471億円)	325億円 (301億円)	39億円 (223億円)
特定事業先行調整費の原資として活用			

積立金の推移と今後の見通し

16年度	742 億円
17年度	870 億円
18年度	942 億円
19年度	987 億円
24年度	973 億円
29年度	553 億円

平成19年度末における自己資本比率 2.3%  
(純資産の額1,063億円/総資産の額46,023億円)

# 第2期中期計画における積立金の使途

水資源開発施設の管理等（機構法第12条業務）に充当

①水道原水の水質向上のためのアオコ、淡水赤潮消滅対策等 80億円

②地球温暖化対策に資する施設の整備等、小水力、太陽光などの自然エネルギーを活用した管理用発電設備の設置等 26億円

③老朽化施設の長寿命化のための施設維持計画（ストックマネジメント）の作成、水バッグによる危機渇水時の水輸送、新たな改築事業のための計画策定等 80億円

④ダム建設調整費制度（※）活用時の支払利息（国、利水事業者負担分）に充当 40億円

※ダム建設調整費制度：ダム建設事業の円滑な進捗と適正な工程を確保するため、機構が民間資金を調達して事業に充当し、後年度に事業参加者がこれを負担する制度

⑤管理事業で負担する共通経費の負担軽減 32億円

⑥退職給付引当金へ繰入 83億円

**合計 341億円**



アオコ対策 ~ マイクロバブル発生装置



地球温暖化対策～  
CO2排出削減  
【貯水池水面を利用した太陽光発電設備】



渇水時や災害時における機動的な水供給  
【水輸送用バッグを用いた海上水輸送】

**積立金の活用により、利水事業者のみならず、国及び国民の負担軽減に寄与**

# 特定事業先行調整費制度

・今中期目標期間中に 300～400億円程度を活用

## 制度の概要

機構の自己資金を投入し、工事の早期完了とコスト増の回避を図る。

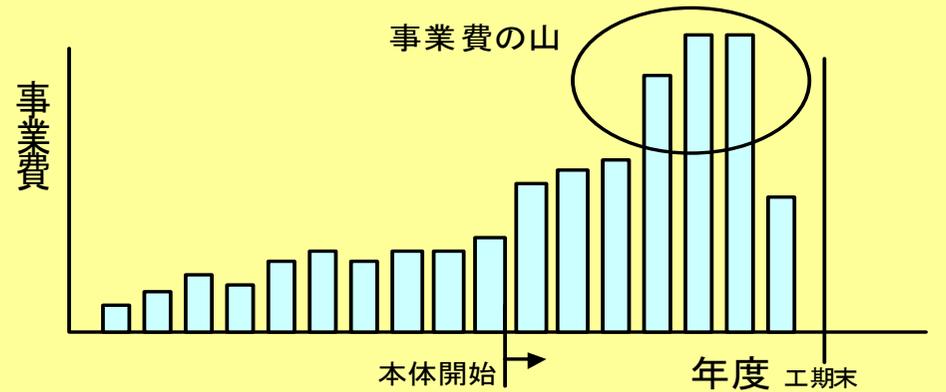
○ダム建設事業においては、ダム本体工事時に集中して事業費が必要。(右図)

○このような時期に十分な事業費が確保できないと、工事が遅延し、コスト増を招く。(左下図)

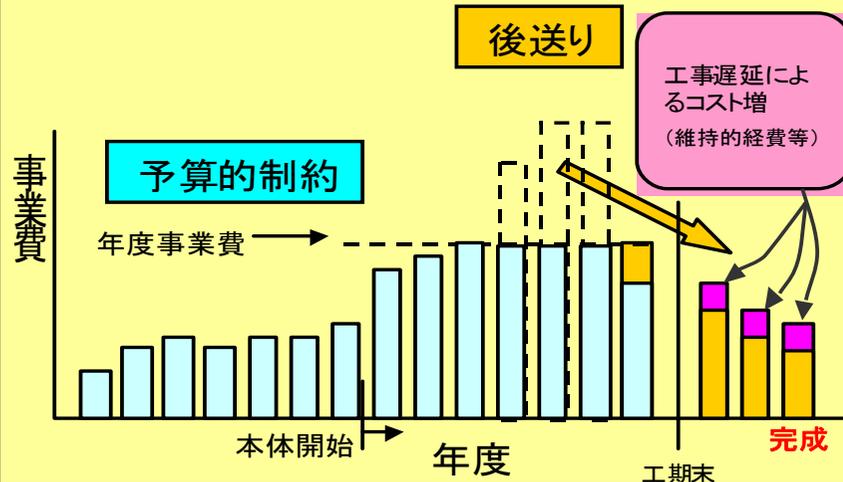
○特定事業先行調整費制度(右下図)

- ・機構の自己資金を投入し、先行的に事業を実施
  - ・後年度に所定の財源で回収
- (効果)
- ・財政支出の平準化
  - ・工事の早期完了とコスト増の回避

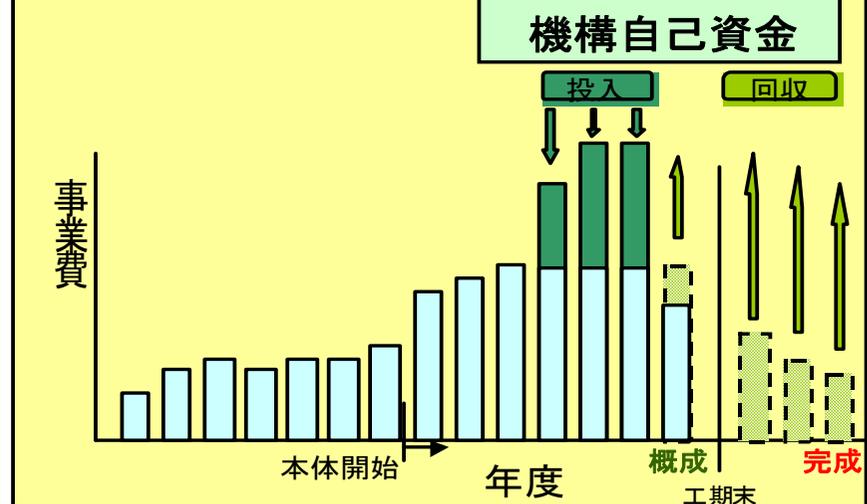
経済的な工程では本体工事による事業費の山が発生



## 予算的制約で工事遅延



## 機構の自己資金で先行的に調整

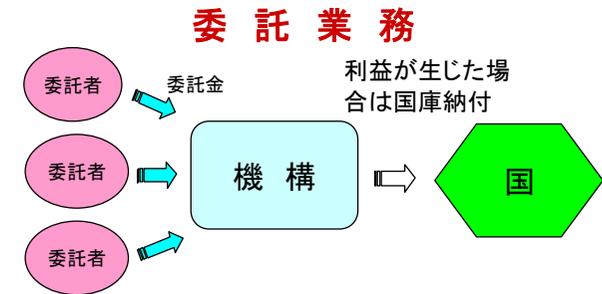


# (5) 積立金の国庫納付に関する考え方

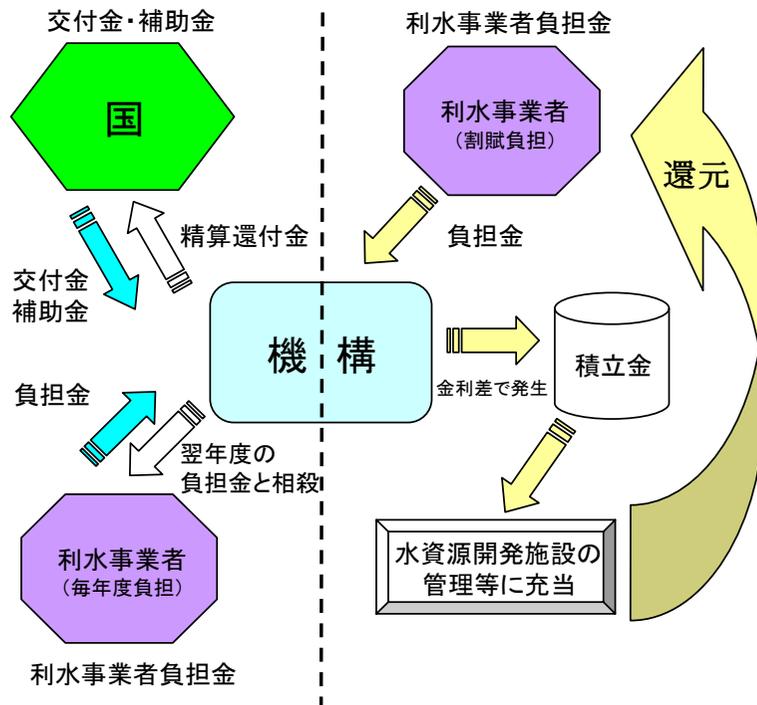
## 1. 機構における国庫納付規定

機構法において、**委託に基づく**「業務に係る利益によるものとして国土交通省令で定める額に相当する金額から第1項の規定による承認を受けた金額のうち当該業務の財源に充てるべき金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。」と定められている。(法第31条第3項)

【受託例: 発電、付け替え道路の合併施行、他のダム事業者への技術支援】



## 2. 機構が実施する業務



## 利水事業者の割賦による負担金

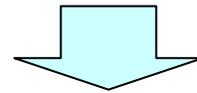
利水事業者からの割賦負担金に係る償還条件決定後金利変動等により積立金が生じた場合は、将来の金利変動等に備えるほか、その発生由来に鑑み、当該利水事業者の負担軽減を図るため水資源開発施設の管理等の財源に充当すべきものである。

これにより水資源開発施設の管理費等が軽減されることから、国の負担の軽減にも貢献することとなる。

(注) 交付金及び補助金については、翌年度に精算還付金として国庫に返還し、負担金については、翌年度の負担金と相殺することから、機構に滞留することはない。

## 2. 「整理合理化計画」個別措置について

### 整理合理化計画に記載された事項



中期計画に規定して実施

### 「第2期中期計画（平成20年3月31日認可）」

#### 個別の措置状況

- (1) 事務及び事業の見直しについて
- (2) 組織の見直し
- (3) 運営の効率化及び自律化
- (4) 保有資産の見直し

## (1) 事務及び事業の見直し(建設事業)

「行政機関が行う政策評価に関する法律(平成13年法律第86号)」により各主務省ごとに定められた政策評価実施要領に基づき設置された事業評価委員会において実施。

- 平成20年度の事業評価
  - 武蔵水路改築
    - 治水事業の継続、利水事業の縮小(通水する利水を減量)を結論
  - 川上ダム
    - 治水事業の継続を結論
    - 利水事業は縮小の見通し
  - 丹生ダム
    - 治水事業の継続を結論
    - 利水事業は廃止の見通し
- これまでの中止・縮小事業
  - 中止      平川ダム(平成12年)  
             栗原川ダム(平成14年)  
             戸倉ダム(平成15年)
  - 縮小      思川開発(平成12年、大谷川分水、行川ダムの中止)

# 事務及び事業の見直し(管理業務)

## 中期計画(H20-H24)

- 単純、定型的な業務については、外部委託100%
- コストを検証し外部委託の拡大

- ・単純、定型的業務の外部委託100%の推進
- ・外部委託の拡大

①職員で行っている作業・業務の洗い出し



②外部委託の可能性の検討(法的整理、コスト、契約条件等)



③試行による検証・導入拡大

### 【平成20年度実施例】

・遠隔監視システム(※)の導入による職員削減 → 矢木沢ダム・奈良俣ダムで実施

※ 監視カメラにより施設の稼働状況や河川の状況などを管理所から監視するシステム

## (2) 組織の見直し(本支社のスリム化、要員配置計画の作成・見直しの現状)

### H20年4月 要員配置計画

- ・ 効率的な組織の整備等
- ・ 最盛期の事業に重点的な人員配置

毎年度見直し

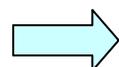
#### 第1期中期目標期間の取り組み

本社支社局定員減、課の統廃合等 (間接部門のスリム化、効率化)  
1,894名→1,579名(315名減) ※特殊法人時最終年度(H14)期首定員→H19期末定員

#### 平成20年度の取り組み例

##### 中部支社

企画調整課
第一設計課
第二設計課



統合・再編

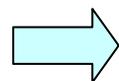
第一事業企画課

第二事業企画課

(定員2名減)

##### 利根川水系

武蔵水路改築調査所
利根導水総合管理所



統合

利根導水総合事業所

(定員3名減)

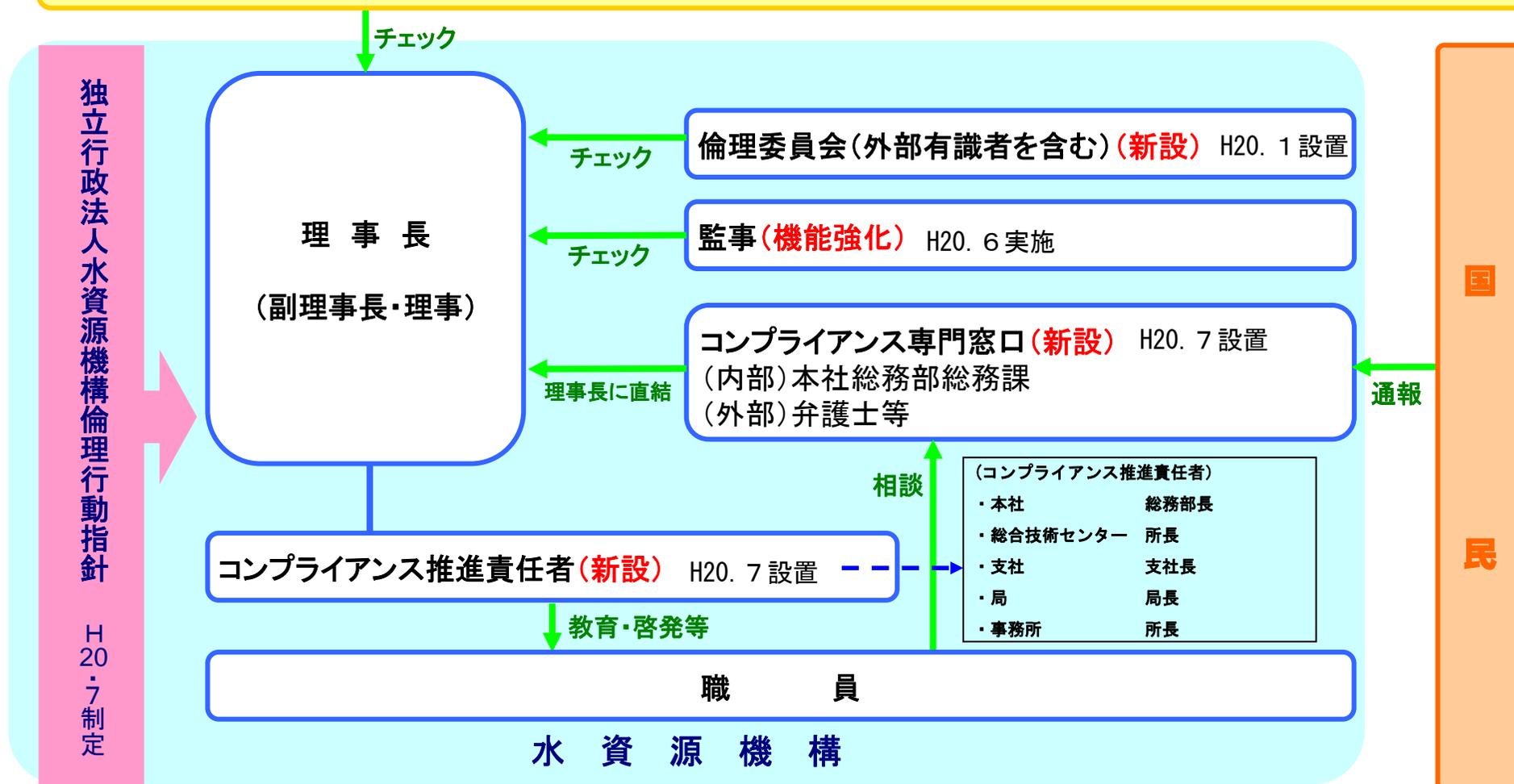
## (3) 運営の効率化及び自律化

平成19年12月24日行政改革推進本部決定事項に基づき実施

- **コンプライアンス等の強化**
- **一般競争入札方式の拡大等による競争性・透明性の強化**
  - ・ 一般競争入札等の対象範囲の拡大及び随意契約の見直しを実施。
  - ・ 入札・契約の適正な実施について監事による監査により徹底的なチェック及び外部有識者から構成される委員会による監視の実施。
  - ・ 入札契約の結果及び随意契約見直し計画に基づく見直し状況等をホームページ等を通じ公表。
- **談合防止対策の推進**
  - ・ 談合等、不正行為に関わった業者に対し、指名停止期間の延長等を行うなど、既に実施したペナルティを強化。
  - ・ 全職員及び退職予定者に対し、法令遵守意識の啓発のための説明会を開催し、法令遵守の徹底を実施。
- **関連法人への再就職及び契約状況の公表**
- **コスト縮減方針の策定及び取組みの公表**

# コンプライアンス等の強化の取組

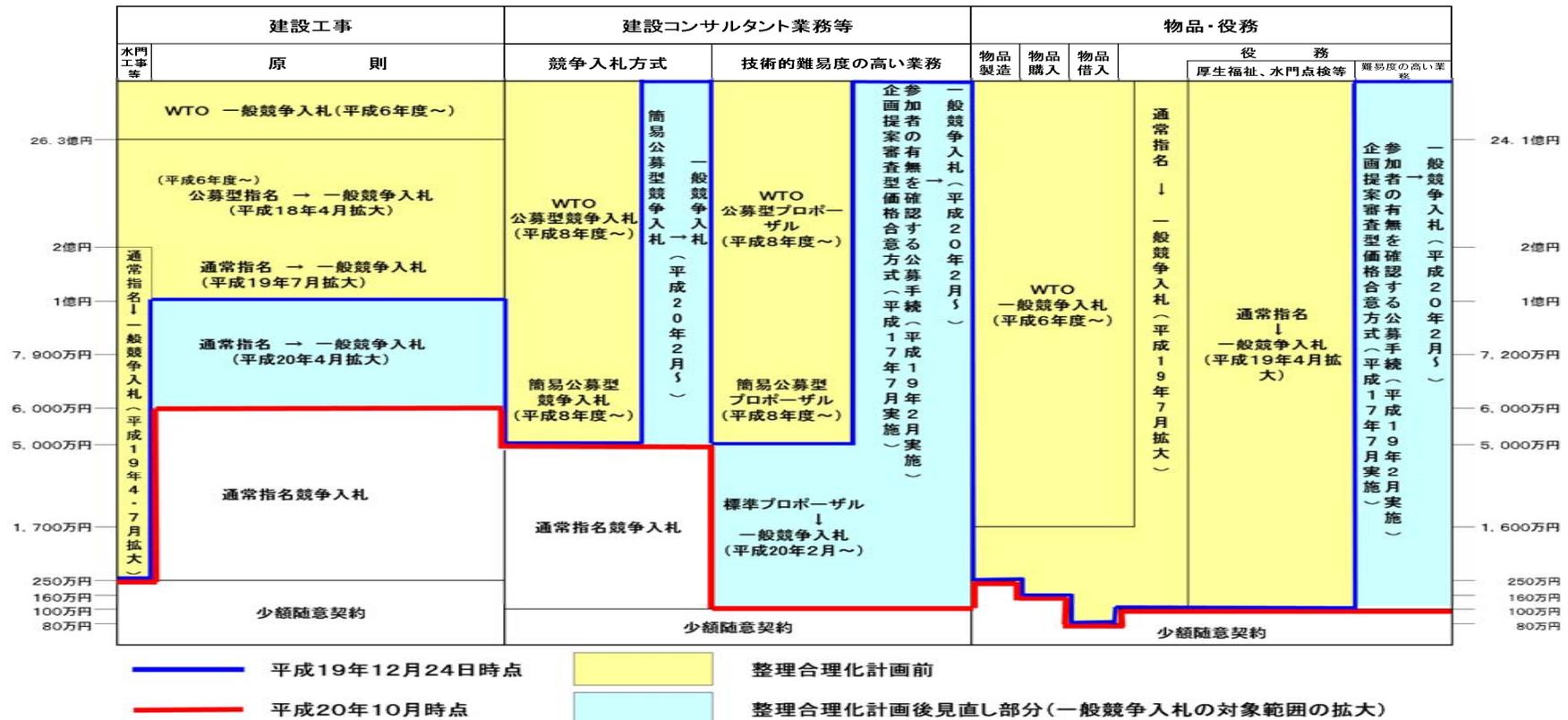
## 独立行政法人評価委員会



# 一般競争入札方式の拡大等

- (1) 随意契約、指名競争入札から一般競争入札への拡大
  - ・ 機械設備・電気工事について、原則全て一般競争。 機械・電気以外の工事について、6千万円以上原則全て一般競争。
  - ・ 物品・役務業務は原則全て一般競争
  - ・ コンサルタント業務について、一般競争入札を導入
- (2) 工事の態様等に応じた多様な発注方式等の採用
  - ・ 詳細設計付き施工発注方式、・ 設計施工一括発注方式、・ 本体・設備一括発注方式
- (3) 総合評価落札方式の拡大と充実
  - ・ 6千万円以上の全ての工事に採用、・ 高い技術力を要するコンサルタント業務について採用

契約方式の推移(工事・コンサル・役務の基準金額別の方式)(平成20年4月～)



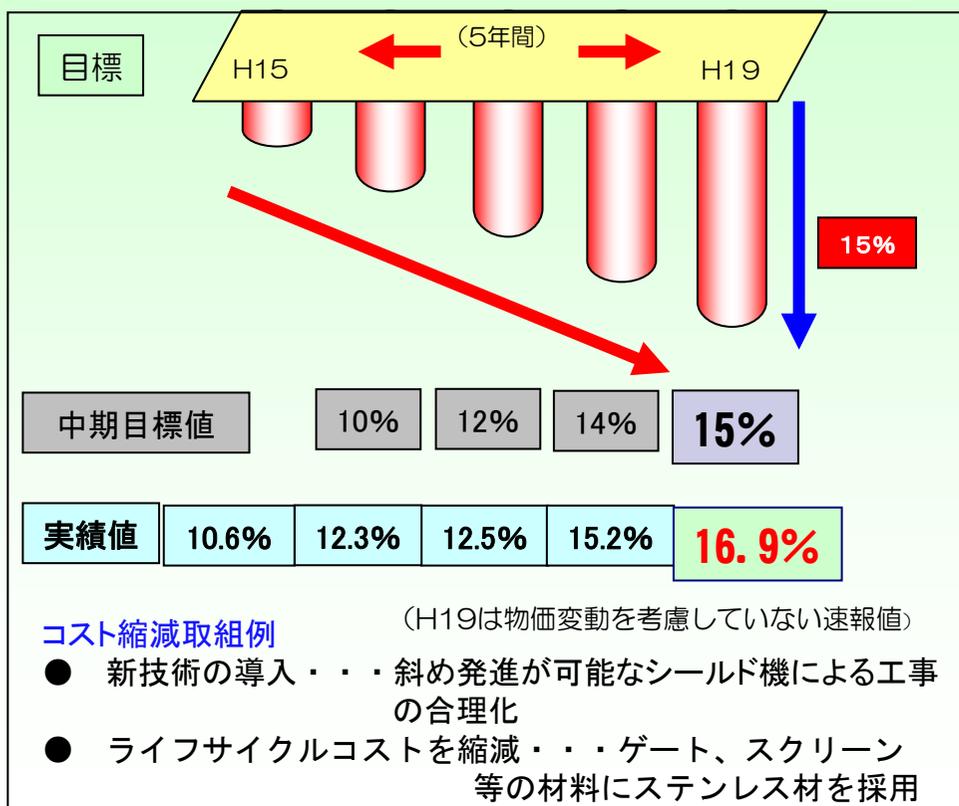
# コスト縮減方針の策定及びその取組みの公表

## 第1期中期計画におけるコスト構造改革

### 【水資源機構コスト構造改革プログラム】

(平成15年度～平成19年度)

平成19年度において、  
平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率を達成



## 第2期中期計画におけるコスト構造改善

「公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき、  
「水資源機構コスト構造改善プログラム」を策定し、  
平成24年度において、平成19年度と比較して

**15%のコスト構造改善**  
を達成することとする。

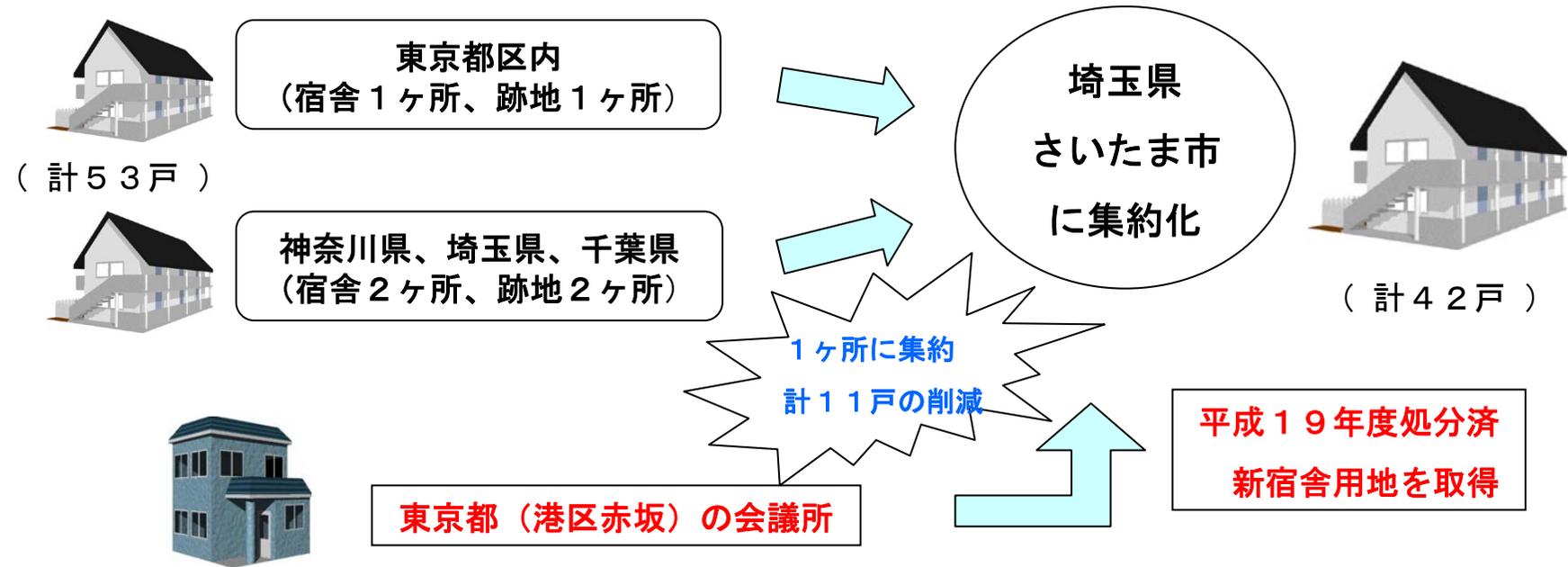
### 【公表の状況】

水資源機構コスト構造改革プログラムに基づいた取組状況を把握するため、フォローアップ要領を定め、毎年度、縮減実績のとりまとめを行い、主な取組内容とあわせ記者発表すると共にホームページで公表している。

## (4) 保有資産の見直し

### ○ 本社宿舎、会議所について

- 平成24年度までに高円寺等(東京都他)の既存宿舎用地等を処分することにより本社近傍(さいたま市)に新宿舎を建設して集約化する



### ○ 本社以外の宿舎等について

- 平成24年度までに未利用宿舎等(将来未利用になる宿舎を含む)を売却などにより処分する

